

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5（2023）年度補正予算概要……………	1
2 令和6（2024）年度予算概要……………	2～3
3 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の 一部を改正する条例の骨子……………	4～6
4 函館市地域交流まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の骨子……	7～10
5 令和6（2024）年度公益財団法人北海道学術振興財団 事業計画の報告について……………	11～13
6 令和6（2024）年度一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構 事業計画の報告について……………	14～18

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明
指定寄付金	38	地域振興基金分	38

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明	特定財源
企画費	522	公共交通整備促進費増	522	(その他)
		新幹線函館駅乗り入れ検討調査費減	△ 1,597	指定寄付金
		バス生活路線維持費補助金増	2,119	1,000

2 令和6（2024）年度予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
広報広聴関係経費	111,708	市政はこだて発行費 100,170 テレビ・ラジオ放送費 ほか 11,538	(その他) 広告収入 4,581 その他の雑入 1,533
地域振興推進費	7,782	ブルーカーボン推進事業費 1,900 政府予算関連等要望経費 ほか 5,882	
移住・定住促進費	3,468	移住・定住者誘致推進事業費	
国際水産・海洋都市構想推進費	117,066	国際水産・海洋総合研究センター管理運営経費 90,144 一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金 14,386 臨海研究所管理運営経費 ほか 12,536	(その他) 国際水産・海洋総合研究センター使用料 11,745 臨海研究所使用料 3,385 その他の雑入 2,586
地域水産業創生事業費	71,357	地域水産業創生計画推進費 14,587 大学振興・地域水産業創生事業補助金 56,770	(国)地方大学・地域産業創生交付金 44,889 (その他) 地域振興基金繰入金 26,400
市民協働推進費	56,012	地域交流まちづくりセンター管理運営経費	
広域行政推進費	5,362	ツインシティ提携35周年記念事業費 2,000 渡島総合開発期成会負担金 ほか 3,362	
国際化施策推進費	47,225	地域国際化促進費 12,666 ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金 30,000 姉妹都市交流推進費 ほか 4,559	(国)外国人受入環境整備交付金 4,554
総合計画等推進費	876	総合戦略推進費	
公共交通整備促進費	96,198	新幹線函館駅乗り入れ検討調査費 500 公共交通運転手確保事業費 5,750 バス生活路線維持費補助金 50,553 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金 12,370 函館市地域公共交通協議会負担金 22,839 地域公共交通網形成促進費 ほか 4,186	(国)デジタル田園都市国家構想交付金 11,177 (その他) その他の雑入 16
看護系大学等設置検討調査費	1,500	看護系大学等設置検討調査費	
青函連絡船記念館摩周丸運営経費	13,805	青函連絡船記念館摩周丸管理委託料 ほか	(その他) その他の雑入 120
函館圏公立大学広域連合負担金	1,894,051	運営費分 1,409,607 公債費分 225,240 事務員費分 259,204	
地域デジタル推進費	5,362	地域デジタル推進費	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域交流まちづくりセンター 管 理 委 託 料	令和7(2025)年度から令和11(2029)年度まで	322,405

3 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(指定のために必要な手続を行う基準)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このイにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が3,000円（当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第19条第2項第3号イに規定する民間公益活動を行う団体もしくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）または同法第21条第1項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者および当該役員と生計を一にする者を除く。以下このイにおいて同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の</p>	<p>(指定のために必要な手続を行う基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このイにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が3,000円（当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第19条第2項第3号イに規定する<u>実行団体</u>もしくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）または同法第21条第1項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者および当該役員と生計を一にする者を除く。以下このイにおいて同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して</p>

月数で除して得た数が50以上であること。

ウ (略)

(3)～(11) (略)

2 (略)

得た数が50以上であること。

ウ (略)

(3)～(11) (略)

2 (略)

4 函館市地域交流まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の 骨子

(1) 改正理由

地域交流まちづくりセンターの使用に係る料金を使用料として
徴収することとするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

函館市地域交流まちづくりセンター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第11条 <u>使用者および第8条第4項の許可を受けた者は、センターの施設および駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、指定管理者が、別表第1から別表第3までに掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>4 <u>利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(利用料金の不還付)</p> <p>第12条 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(駐車場の管理)</p> <p>第19条 <u>センターの駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第20条 <u>センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第11条 <u>使用者は、別表第1または別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市民活動支援施設（事務ブースおよびロッカーに限る。）の使用料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、市長が特に認めるときは、変更することができる。</u></p> <p>3 <u>市民活動支援施設（事務ブースおよびロッカーを除く。）および市民交流施設の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(駐車場使用料)</p> <p>第11条の2 <u>センターの駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。</u></p> <p>3 <u>駐車場使用料の徴収方法その他必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用料の不還付)</p> <p>第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第19条 <u>センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるも</u></p>

2 (略)

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第7条第1項、第8条(第2項を除く。)、第9条、第13条から第15条までおよび第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第11条関係)

市民活動支援施設

区分	利用料金		
	単位	金額	
会議室	1室1時間までごとに	300円	
事務ブース	1区画1月につき	3,000円	
ロッカー	大	1個1月につき	400円
	小	1個1月につき	200円

備考

- 1 事務ブースは、1区画4平方メートルとする。
- 2 事務ブースの使用の期間が1月未満である場合における利用料金の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 ロッカーの使用の期間が1月未満である場合は、これを1月とする。

別表第2(第11条関係)

市民交流施設

区分	利用料金	
	単位	金額
研修室	1室1時間までごとに	500円
フリースペース	1日につき	10,000円

備考

- 1・2 (略)

のとする。

2 (略)

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第7条第1項、第8条(第2項を除く。)、第9条、第13条から第15条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第20条 (略)

別表第1(第11条関係)

市民活動支援施設

区分	使用料		
	単位	金額	
会議室		(略)	
事務ブース			
ロッカー	大		
	小		

備考

- 1 (略)
- 2 事務ブースの使用の許可を受けた期間が1月未満である場合における使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 ロッカーの使用の許可を受けた期間が1月未満である場合は、これを1月とする。

別表第2(第11条関係)

市民交流施設

区分	使用料	
	単位	金額
研修室		(略)
フリースペース		

備考

- 1・2 (略)

別表第3（第11条関係）

駐車場

自動車の種別	利用料金
普通自動車 小型自動車 軽自動車	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円

備考

1～4（略）

別表第3（第11条の2関係）

駐車場

自動車の種別	駐車場使用料
普通自動車 小型自動車 軽自動車	（略）

備考

1～4（略）

5 令和6（2024）年度公益財団法人北海道学術振興財団事業計画の報告について

（自 令和6（2024）年4月 1日
至 令和7（2025）年3月31日）

(1) 事業計画

ア 情報科学を中心とする学術研究および学術交流の支援にかかわる事業
（定款第4条第1号に掲げる事業）

(ア) 学術研究支援事業

情報科学分野の先端的な研究を支援するため、道南圏の高等教育機関の教員に対して、選考のうえ、民間企業など外部機関との共同研究について、「地域連携枠」として1件あたり1,500千円を上限として研究費の助成を行う。また、「一般枠」として共同研究の有無によらず、1件あたり1,000千円を上限として、研究費の助成を行う。さらに、「若手研究者支援枠」として大学等と雇用関係にある若手の教員・研究者に対して、1件あたり500千円を上限として、研究費の助成を行う。

(イ) 海外視察等支援事業

学術研究の交流を支援するため、道南圏の高等教育機関の教員・研究者、学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む。）および大学院生の海外での学会参加および視察について、選考のうえ、1件あたり200千円を上限として、学会参加等経費の助成を行う。

(ウ) 海外交流支援事業

学術研究の交流を支援するため、道南圏の高等教育機関の学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む。）および大学院生の海外の高等教育機関への留学について、選考のうえ、1件あたり300千円を上限として、留学経費の助成を行う。

イ 学術研究成果の普及および科学技術の啓発にかかわる事業

（定款第4条第2号に掲げる事業）

(ア) 学術研究成果普及事業

財団の概要、事業実績等について、会報「北海道学術振興財団ニュース」の発行やホームページを活用し、広く周知する。

(イ) 科学技術啓発事業

サイエンス・サポート函館が行う「はこだて国際科学祭」などと連携し、科学技術の普及、振興にかかわる活動を行う。

(2) 収支予算書

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減	
	大科目	中科目				
事業活動の部	基本財産運用収入		4,365	4,365	0	
		基本財産利息収入	4,365	4,365	0	
	特定資産運用収入		287	335	△ 48	
		特定資産利息収入	285	335	△ 50	
		特定資産売却益収入	2	0	2	
	会費収入		50	50	0	
		賛助会員会費収入	50	50	0	
	雑収入		1	1	0	
		受取利息収入	1	1	0	
	事業活動収入計 (A)			4,703	4,751	△ 48
	事業費支出			9,854	9,854	0
		学術研究支援事業費支出		8,000	8,000	0
		海外視察等支援事業費支出		600	600	0
		海外交流支援事業費支出		600	600	0
		学術研究成果普及事業費支出		114	114	0
科学啓発事業開催事業費支出			420	420	0	
その他事業費支出			120	120	0	
管理費支出			948	948	0	
	管理費支出		948	948	0	
事業活動支出計 (B)			10,802	10,802	0	
事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)			△ 6,099	△ 6,051	△ 48	

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減	
	大科目	中科目				
投資活動の収入支	基本財産取崩収入		0	0	0	
		基本財産償還収入	0	0	0	
	特定資産取崩収入		7,770	7,722	48	
		助成事業積立資産取崩収入	7,770	7,722	48	
	投資活動収入 計 (D)		7,770	7,722	48	
	支出	基本財産取得支出		0	0	0
			基本財産取得支出	0	0	0
		特定資産取得支出		0	0	0
			助成事業積立資産取得支出	0	0	0
	投資活動支出 計 (E)		0	0	0	
投資活動収支差額 (F)=(D)-(E)		7,770	7,722	48		
収支差額 (G)=(C)+(F)		1,671	1,671	0		
予備費支出 (H)		100	100	0		
当期収支差額 (I)=(G)-(H)		1,571	1,571	0		
前期繰越収支差額 (J)		△ 5,261	△ 5,659	398		
次期繰越収支差額 (K)=(I)+(J)		△ 3,690	△ 4,088	398		

6 令和6（2024）年度一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構事業計画の報告について

〔 自 令和6（2024）年4月 1日 〕
〔 至 令和7（2025）年3月31日 〕

（1）事業計画

ア 水産・海洋に関する学術研究機関の集積に関わる事業

（定款第4条第1項第1号に掲げる事業）

函館市国際水産・海洋総合研究センター（以下「海洋研究センター」という。）の入居機関をはじめ、地域の学術研究機関や企業との産学官連携を促進することで、地域が抱える水産・海洋関連の様々な課題に対し、学術研究機関が有する知見を活かし解決を図るとともに、新たな学術研究機関や企業、学会などの誘致活動を通じて、関連機関の集積を促し、水産・海洋分野の研究開発拠点の構築を目指す。

また、包括連携協定を締結している国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）とは、引き続きイベント等の開催や学術研究の交流など連携強化に向けた取り組みを進めるとともに、北海道大学地域水産業共創センターとの連携を密にし、国内外の大学や関係機関との交流を深める。

イ 地域と学術研究機関の連携に関わる事業

（定款第4条第1項第2号に掲げる事業）

令和4年度から函館市や北海道大学等と連携して取り組んでいる「函館マリカルチャープロジェクト」（地方大学・地域産業創生交付金事業）について、引き続き地域の戦略的魚介藻類の持続可能な生産に関わる研究開発事業を推進する。

また、各種競争的研究資金獲得のための情報収集や情報提供のほか、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえて、主要水産物であるイカやコンブをはじめ、新たな水産物や未利用資源などへ着目した新分野における研究開発の発掘など、学術研究機関や水産・海洋関連企業などに対する共同・受託研究事業等の企画提案に向けて、地域の産業・経済界をはじめ学術研究機関や企業などを繋ぐコーディネート機能を活かし、地域と学術研究機関が連携した地域の活性化に資する事業を促進する。

ウ 観光と学術研究機関の融合に関わる事業

（定款第4条第1項第3号に掲げる事業）

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、海洋研究センターを訪れる利用者が減少していたが、第5類移行後、徐々に回復傾向にあることから、センター内展示を充実するとともに、特に地元の小中学生や修学旅行生向けの体験プログラムの提供や「イカ・サーモン」などに関する体験学習の充実を図る。

また、地域で行われる「いか祭り」などのイベントにも積極的に協力・参加して、地域振興に貢献する。

エ 水産・海洋と市民生活の調和に関わる事業

(定款第4条第1項第4号に掲げる事業)

市民一人ひとりがもっと「海」を知り、「海」と親しみ、「海」と生活との関わりを深めることで、函館国際水産・海洋都市構想への関心を高めてもらうことを目的に、「海」をキーワードとした市民参加型イベントとして「函館マリフェスティバル2024」を海洋研究センターを会場に開催する。

また、市民に函館の豊かな水産資源に関する学習機会を提供するための水産・海洋教育プログラムの実施や、海洋研究センター入居機関による「研究成果報告会」などを開催するほか、大型実験水槽での実験の一般公開による研究紹介、エントランスホールの展示内容の充実を図るなど、入居機関のアウトリーチ活動を支援する。

オ 水産・海洋分野等に関わる調査・研究に関する事業

(定款第4条第1項第5号に掲げる事業)

近年、スルメイカ漁業の不振によりイカの原料不足が課題となっており、イカの流通・加工業界では極めて厳しい状況下にあることから、引き続き「函館頭足類科学研究所」において、イカの生態や資源変動について調査・研究を行う。

また、ブリやクロマグロ、タラ類を含む漁業対象種については、環境の変化に応答する資源変動の解明と将来予測をはじめ、高鮮度付加価値化や有効利用に関する啓発活動を推進するなど、新たな産業の創出に向けた支援を行う。

なお、当機構が地域の学術研究機関や海洋研究センター入居機関と実施する受託研究・共同研究にも引き続き取り組む。

カ 広報に関わる事業

函館国際水産・海洋都市構想および海洋研究センターに関するパンフレットやニュースレターを発行するとともに、ホームページの管理運営やメールマガジンの配信について内容の充実を図るなど、きめ細かな情報の提供に努める。

キ 海洋研究センターの管理運営に関わる事業

海洋研究センターの指定管理者として、フォーラム機能（貸研究室業務や各種団体活動のための場所の提供）やシンクタンク機能（研究開発や技術開発の支援と知財の集積）、ハブ機能（入居学術研究機関と企業との産学連携の促進）の充実を図るなど、施設の効率かつ効果的な管理運営に努める。

また、海洋研究センターが供用開始されて11年目を迎えることから、施設・

整備の継続的・安定的な稼働を維持するため、計画的な修繕に努める。

(2) 収支予算書

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減
	大科目	中科目			
事業	基本財産運用収入		0	0	0
		基本財産利息収入	0	0	0
	事業収入		150,595	138,824	11,771
		函館市受託事業収入	150,595	138,824	11,771
		研究受託収入	0	0	0
		検定料収入	0	0	0
	補助金等収入		15,086	15,086	0
		国庫補助金収入	0	0	0
		地方公共団体補助金収入	14,386	14,386	0
		民間助成金収入	200	200	0
受託研究費収入		500	500	0	
雑収入		146	92	54	
	雑収入	146	92	54	
	受取利息収入	0	0	0	
支	事業活動収入 計 (A)		165,827	154,002	11,825
の	事業費支出		2,262	2,067	195
		観光と学術研究機関の融合事業費支出	0	0	0
		水産・海洋と市民生活の調和事業費支出	1,758	1,574	184
		広報に関わる事業費支出	504	493	11
部	受託事業費等支出		151,295	139,524	11,771
		函館市受託事業費支出	150,795	139,024	11,771
		研究受託支出	500	500	0

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減
	大科目	中科目			
事業活動収支の部	管理費支出		12,270	12,411	△ 141
		管理費支出	12,270	12,411	△ 141
		その他支出	0	0	0
	事業活動支出計 (B)		165,827	154,002	11,825
	事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)		0	0	0
	予備費支出 (D)		0	0	0
	当期収支差額 (E)=(C)-(D)		0	0	0
	前期繰越収支差額 (F)		0	0	0
	次期繰越収支差額 (G)=(E)+(F)		0	0	0